

今後の地域包括支援センター委託先法人の選定について（案）

現在の受託法人が運営している地域包括支援センターに係わる「平成24年度の事業計画及び収支予算」、「平成23年度の事業報告及び収支決算」及び「自己評価」により、各地域包括支援センターの事業内容を評価したところ、公正・中立性を確保した上で適切な運営が行われていることを認め、「第5期介護保険事業計画期間中の委託先法人の選定方針」に基づき、継続して委託先法人として選定します。

【参考】

第5期介護保険事業計画期間中（H24年度～26年度）の委託先法人の選定方針

【委託先法人の選定方針】

- ・現在の受託法人が継続して受託意向のある場合は、運営協議会において総合的な評価をした上で、継続して委託先法人とする。ただし、法令等に違反した場合や運営協議会が著しく不相当と認めた場合は、この限りでない。
- ・センターの新設に伴い担当区域を変更する場合に、変更後の区域に所在している既存の地域包括支援センターを運営する法人が、変更後の区域を受託する意向がある場合は継続して当該区域の委託先法人とする。
- ・センターを新設する区域又は継続受託の意向がない法人の区域は、公募により委託先法人を選定する。